

## 仕様書等の一部訂正について

令和8年3月30日付けで公告を行った「島牧地区（千走温泉下の沢・栄浜）治山工事」について、仕様書等に誤謬があったため、下記のとおり訂正します。

仕様書等「工事費内訳書」

別添のとおり修正します。

仕様書等「金額抜代価表」8号代価表

別添のとおり修正します。

仕様書等「点在経費条件一覧」

### 【正】

補正項目	合計金額	溪間工（千走温泉下の沢）	山腹工（栄浜）
	補正内容	補正内容	補正内容
【通勤補正】		1.23	1.10
施工時期(冬期)補正		補正あり：0.29%（2級地1.6）	補正なし

### 【誤】

補正項目	合計金額	溪間工（千走温泉下の沢）	山腹工（栄浜）
	補正内容	補正内容	補正内容
【通勤補正】	補正無し	補正無し	補正無し
施工時期(冬期)補正	補正あり：0.27%（2級地1.6）	補正あり：0.27%（2級地1.6）	補正あり：0.27%（2級地1.6）

仕様書等「治山工事現場説明書」

10 積算に用いた設計条件

### 【正】

区 分	適 用	備 考
①通勤拠点から現場までの距離	千走温泉下の沢 50.4km	点在箇所毎に通勤補正
	栄浜 33.9km	
②工期の設定	246日	うち冬期日数 45日(千走温泉下の沢のみ)

### 【誤】

区 分	適 用	備 考
①通勤拠点から現場までの距離	13.3km	
②工期の設定	246日	うち 冬期日数 43日

令和8年4月6日

分任支出負担行為担当官  
後志森林管理署長 新井田 和彦

【正】

## 本工事費内訳書

島牧地区（千走温泉下の沢・栄浜）治山工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
【施工パ】目地板 30m2未満 樹脂発泡体(15倍発泡)(t=10)	m2	23			8号代価表 17頁	
止水板設置 塩ビ止水板CF W300*T7mm	m	10 500			9号代価表 18頁	
円形水抜き φ300mm L=2.1m	個所	2			10号代価表 19頁	
治山ダム型枠 設置・撤去 ケーブルクレーンなし	m2	28			11号代価表 20頁	
落とし込み式木製残存型枠工 長期耐久性木材使用	m2	246			12号代価表 21頁	[7001]
治山ダム 鉄筋建込(水平打継面処理) D型	本	266			13号代価表 22頁	
鉄筋加工 鉄筋径16~25mm D16mm 1.56kg/m	t	0 740			14号代価表 23頁	
人力施工による植生工 植生シート工(標準品) 250m2未満 週休2日補正:月単位	m2	60 400			15号代価表 24頁	
木柵工 (E) 粗朶なし 柵高0.50m 杭間0.5m 普通作業員 防腐処理無し	m	16			16号代価表 25頁	[7002]
足場(キャットウォーク)の設置・撤去	m	176			17号代価表 26頁	
側壁工					工種行	
木製側壁工					種別行	
組立・中詰(栗石等)	m3	32			20号代価表 27頁	
加工処理木材(木製校倉式工法) φ90mm 圧縮処理、ACQ加圧注入処理	m3	4				

【誤】

## 本工事費内訳書

島牧地区（千走温泉下の沢・栄浜）治山工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
目地板 30m2未満 樹脂発泡体(15倍発泡)(t=10)	m2	23			8号代価表 17頁	
止水板設置 塩ビ止水板CF W300*T7mm	m	10 500			9号代価表 18頁	
円形水抜き φ300mm L=2.1m	個所	2			10号代価表 19頁	
治山ダム型枠 設置・撤去 ケーブルクレーンなし	m2	28			11号代価表 20頁	
落とし込み式木製残存型枠工 長期耐久性木材使用	m2	246			12号代価表 21頁	[7001]
治山ダム 鉄筋建込(水平打継面処理) D型	本	266			13号代価表 22頁	
鉄筋加工 鉄筋径16~25mm D16mm 1.56kg/m	t	0 740			14号代価表 23頁	
人力施工による植生工 植生シート(標準品) 250m2未満 週休2日補正:月単位	m2	60 400			15号代価表 24頁	
木柵工 (E) 粗朶なし 柵高0.50m 杭間0.5m 普通作業員 防腐処理無し	m	16			16号代価表 25頁	[7002]
足場(キャットウォーク)の設置・撤去	m	176			17号代価表 26頁	
側壁工					工種行	
木製側壁工					種別行	
組立・中詰(栗石等)	m3	32			20号代価表 27頁	
加工処理木材(木製校倉式工法) φ90mm 圧縮処理、ACQ加圧注入処理	m3	4				





【正】

北海道函館【工事】

島牧地区(千走温泉下の沢・栄浜)治山  
工事

点在経費条件一覧

補正項目	合計金額	溪間工(千走温泉下の沢)	山腹工(栄浜)	
	補正内容	補正内容	補正内容	
【週休2日補正】	(現場閉所)月単位の週休2日	(現場閉所)月単位の週休2日	(現場閉所)月単位の週休2日	
【冬期補正】	補正無し	補正無し	補正無し	
【通勤補正】		1.23	1.10	
【時間制約】	補正無し	補正無し	補正無し	
工種区分	治山・地すべり防止工事	治山・地すべり防止工事	治山・地すべり防止工事	
現場環境改善(率分)計上区分	計上する	計上する	計上する	
現場環境改善(率分)補正	「施工地域・工事場所による補正」で選択	「施工地域・工事場所による補正」で選択	「施工地域・工事場所による補正」で選択	
施工地域・工事場所による補正	山間僻地及び離島	山間僻地及び離島	山間僻地及び離島	
ICT間接費補正	補正なし	補正なし	補正なし	
施工時期(冬期)補正		補正あり: 0.29%(2級地1.6)	補正なし	
真夏日率(工期期間の真夏日÷工期)	0	0	0	
緊急工事補正(施工時期と重複しない)	補正なし	補正なし	補正なし	
治山・地すべり等工事の条件	該当する条件はなし	該当する条件はなし	該当する条件はなし	
工期延長等時点の純工事費	0	0	0	
工期延長等日数(日)	0	0	0	
工期延長等土木世帯役単価(円/日)	0	0	0	
前払金支出割合区分	35%を超え40%以下	35%を超え40%以下	35%を超え40%以下	
契約保証に係る補正	金銭的保証を必要とする場合	金銭的保証を必要とする場合	金銭的保証を必要とする場合	
工事価格丸め	一千円丸め切り捨て	一千円丸め切り捨て	一千円丸め切り捨て	
消費税率	10	10	10	
週休2日補正	(現場閉所)月単位の週休2日	(現場閉所)月単位の週休2日	(現場閉所)月単位の週休2日	
復興係数補正	補正なし	補正なし	補正なし	

【誤】

北海道函館【工事】

島牧地区(千走温泉下の沢・栄浜)治山  
工事

点在経費条件一覧

補正項目	合計金額	溪間工(千走温泉下の沢)	山腹工(栄浜)	
	補正内容	補正内容	補正内容	
【週休2日補正】	(現場閉所)月単位の週休2日	(現場閉所)月単位の週休2日	(現場閉所)月単位の週休2日	
【冬期補正】	補正無し	補正無し	補正無し	
【通勤補正】	補正無し	補正無し	補正無し	
【時間制約】	補正無し	補正無し	補正無し	
工種区分	治山・地すべり防止工事	治山・地すべり防止工事	治山・地すべり防止工事	
現場環境改善(率分)計上区分	計上する	計上する	計上する	
現場環境改善(率分)補正	「施工地域・工事場所による補正」で選択	「施工地域・工事場所による補正」で選択	「施工地域・工事場所による補正」で選択	
施工地域・工事場所による補正	山間僻地及び離島	山間僻地及び離島	山間僻地及び離島	
ICT間接費補正	補正なし	補正なし	補正なし	
施工時期(冬期)補正	補正あり: 0.27%(2級地1.6)	補正あり: 0.27%(2級地1.6)	補正あり: 0.27%(2級地1.6)	
真夏日率(工期期間の真夏日÷工期)	0	0	0	
緊急工事補正(施工時期と重複しない)	補正なし	補正なし	補正なし	
治山・地すべり等工事の条件	該当する条件はなし	該当する条件はなし	該当する条件はなし	
工期延長等時点の純工事費	0	0	0	
工期延長等日数(日)	0	0	0	
工期延長等土木世帯役単価(円/日)	0	0	0	
前払金支出割合区分	35%を超え40%以下	35%を超え40%以下	35%を超え40%以下	
契約保証に係る補正	金銭的保証を必要とする場合	金銭的保証を必要とする場合	金銭的保証を必要とする場合	
工事価格丸め	一千円丸め切り捨て	一千円丸め切り捨て	一千円丸め切り捨て	
消費税率	10	10	10	
週休2日補正	(現場閉所)月単位の週休2日	(現場閉所)月単位の週休2日	(現場閉所)月単位の週休2日	
復興係数補正	補正なし	補正なし	補正なし	

【正】

## 治山工事現場説明書

工 事 名 島牧地区(千走温泉下の沢・栄浜)治山工事  
工 事 場 所 北海道島牧郡島牧村  
後志森林管理署 3349林班ほか  
別紙(位置図)のとおり

### 説 明 事 項

#### 1 構造物の内容

##### (1) 溪間工事

工 種	規 模			備 考
	堤 高	堤 長	体 積	
コンクリート谷止工	4.5m	26.0m	240.6m <sup>3</sup>	

##### (2) 山腹工

工 種	種 別	数 量	備 考	工 種	種 別	数 量	備 考
落石防止工	落石防止網工	844m <sup>2</sup>					

(※) 詳細については、別紙構造図を参照

#### 2 支給材料及び貸与品について 該当なし

#### 3 設計変更について 任意仮設については、原則として設計変更の対象としない。

#### 4 災害補償について 災害補償については契約約款第30条にもとづいて行うが、次のような場合には補償の対象とならない場合がある。

##### (1) 補償の対象とならない事項

- ① 出来高について  
工事の出来高が施工管理基準にもとづいて作成される図書等に記載されていないために被災部分の証明ができない場合。
- ② 機械器具類について  
設計で積算しているものよりも常識的にみて、明らかに過大な機械器具が搬入され、それが被害を受けた場合。
- ③ 工事資材について  
常識的に見て、被災が予想される場所に資材を置いたことにより流失する等被災した場合。
- ④ 仮設工(締切工、廻排水工、水替工等)について  
受注者の責任において、いずれかの工法を採用しても差し支えないが、設計で想定している工法と比べ、明らかに過小なものが施工されたため被災した場合。

#### 5 工期の延長について

工期の延長については、契約約款第22条の受注者の請求により工期の延長を請求することができるのは次のような場合である。

##### (1) 降雨による場合

工事期間中著しく雨天日数が多く工事施工に支障があった場合

##### (2) 資材運搬路等が通行不能となり工事施工に支障があった場合

##### (3) 災害補償の対象箇所での復旧を要する工事がある場合

【正】

6 労働災害及び交通災害について

近年特に建設事業における労働災害及び交通事故が著しく増加している現状にあるので工事の施工にあたっては労働基準法、労働安全衛生法等の関係諸法令を遵守し、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止と安全の確保に努めること。

なお、次の事項については特に注意し実施すること。

- (1) 保安帽及び保護具の完全着用
- (2) 地山の掘削作業
- (3) 機械作業及び機械器具の点検
- (4) 高所(足場上)における作業
- (5) 架線直下における作業
- (6) 火薬類の取扱作業
- (7) 資材運搬及び通勤時における交通災害

7 女性技術者・技能者等の現場環境づくりに係る経費について

契約工期内において、女性技術者・技能者等が工事に従事する場合は、設計変更の対象として監督職員と受注者で協議により更衣室等、女性が働きやすい職場環境づくりに関する諸経費を共通仮設費率対象外に積上げて見込むことができる。

8 排出ガス対策型建設機械の使用について

本工事積算における建設機械の排出ガス対策型の基準値については、「森林整備保全事業標準歩掛」のとおりである。排出ガス対策型(第1次基準値)規格の建設機械について、契約締結後借上げ等が困難な場合は監督職員との協議により、排出ガス対策型(第2次基準値)に設計変更できるものとする。

9 その他特記事項

- ・本工事では、性能・機能に支障の無い範囲において、間伐材や合法性が証明された木材等を使用した木材・木製品・木製型枠等を積極的に使用するものとする。
  - ・刊行物単価等で使用している建設機械の賃料については特に記載が無い限り、長期割引を行った単価である。
  - ・実稼働日数に伴い、長期割引が該当しない場合においては監督職員と協議により設計変更できるものとする。
  - ・本工事における型枠資材については、間伐材や合法性が証明された木材等を使用したコンクリート型枠用合板を使用すること。
  - ・本工事は、施工パッケージ型積算方式の試行工事である。
  - ・本工事は、ICT技術の活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事(受注者希望型)であり、詳細については特記仕様書によるものとする。
  - ・本工事は、工事における省人化を図るため、受注者の希望により省人化建設機械(チルトローテータ)を用いた施工を実施する省人化建設機械(チルトローテータ)試行工事の対象工事であり詳細については特記仕様書によるものとする。
  - ・本工事は、情報共有システムの活用工事であり、活用を希望する場合は、「北海道森林管理局 森林整備保全事業工事特別仕様書第10条 森林土木工事における受発注者間の情報共有システム実施要領」のとおりとする。
  - ・本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、令和8年6月12日までの余裕期間を見込んでおり、余裕期間内の技術者配置は要しないものとする。
- また、受注者が余裕期間を活用した場合の入札・契約にあたって提出する工事工程表には、余裕期間、工事着手日を記入して提出するものとし、余裕期間内に施工体制等の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事着手出来るものとする。
- なお、協議の際には、施工計画書の変更に基づき、工事工程表に工事着手日を記入し提出するとともに、併せて配置技術者を届出るものとする。
- ただし、余裕期間を活用しない場合は、この限りではない。

10 積算に用いた設計条件

区 分	適 用	備 考
①通勤拠点から現場までの距離	千走温泉下の沢 50.4km 栄浜 33.9km	点在箇所毎に通勤補正
②工期の設定	246日	うち 冬期日数 45日(千走温泉下の沢のみ)
③生コンクリートの設計単価	令和 7 年 7 月	地区ゾーン単価
④切込砕石・砂利等の設計単価	見積単価	
⑤かご類等詰石等の設計単価	見積単価	
⑥労務単価	令和 8 年 3 月	
⑦刊行物単価	令和 8 年 3 月号	
⑧刊行物単価(四半期)	令和 8 年 2 月号	
⑨施工パッケージ標準単価(東京単価)基準年月	令和 6 年 4 月	
⑩共通仮設費(率対象外経費)	無し	
⑪共通仮設費(率対象外経費)	無し	
⑫現場管理費(率対象外経費)	無し	
⑬一般管理費(率対象外経費)	無し	

【正】

11 その他留意事項

- (1) 契約約款第1条に定める仕様書は、森林整備保全事業工事標準仕様書、森林整備保全事業工事特別仕様書、特記仕様書をいう。
- (2) 入林手続について  
入林届については、国有林野管理規程細則第82条1項3に基づき提出は不要とする。  
なお、無人航空機を飛行させる場合は、森林整備保全事業特別仕様書第12条により、必要な手続を行うこと。
- (3) 山火事警防について  
当署において定められている「国有林山火事警防対策要綱」に基づき、万全の体制を講じること。
- (4) 支障木について  
工事施工中に支障となる立木が発生した場合には、監督職員に状況を報告のうえ、監督職員及び森林官の指示によること。
- (5) 土石流による労働災害防止について  
当該工事は、土石流が発生する恐れのある河川における工事であるので、森林整備保全事業工事特別仕様書第3条3及び関係法令等に従い労働安全に努めること。
- (6) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす場合について  
落札者(随意契約の場合にあっては、契約の相手方)は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定(随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定)から請負契約を締結するまでに、契約担当官等に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
- (7) 国有林野内の仮設建物敷等の無料利用について  
国有林野管理規定第81条第2項に基づき、「無料利用請書」の提出は省略可能とする。  
ただし、「無料利用請書」における条項を遵守すること。

## 治山工事現場説明書

工 事 名 島牧地区(千走温泉下の沢・栄浜)治山工事  
 工 事 場 所 北海道島牧郡島牧村  
 後志森林管理署 3349林班ほか  
 別紙(位置図)のとおり

## 説 明 事 項

## 1 構造物の内容

## (1) 溪間工事

工 種	規 模			備 考
	堤 高	堤 長	体 積	
コンクリート谷止工	4.5m	26.0m	240.6m <sup>3</sup>	

## (2) 山腹工

工 種	種 別	数 量	備 考	工 種	種 別	数 量	備 考
落石防止工	落石防止網工	844m <sup>2</sup>					

(※)詳細については、別紙構造図を参照

## 2 支給材料及び貸与品について

該当なし

## 3 設計変更について

任意仮設については、原則として設計変更の対象としない。

## 4 災害補償について

災害補償については契約約款第30条にもとづいて行うが、次のような場合には補償の対象とならない場合がある。

## (1) 補償の対象とならない事項

## ① 出来高について

工事の出来高が施工管理基準にもとづいて作成される図書等に記載されていないために被災部分の証明ができない場合。

## ② 機械器具類について

設計で積算しているものよりも常識的にみて、明らかに過大な機械器具が搬入され、それが被害を受けた場合。

## ③ 工事資材について

常識的に見て、被災が予想される場所に資材を置いたことにより流失する等被災した場合。

## ④ 仮設工(締切工、廻排水工、水替工等)について

受注者の責任において、いずれかの工法を採用しても差し支えないが、設計で想定している工法と比べ、明らかに過小なものが施工されたため被災した場合。

## 5 工期の延長について

工期の延長については、契約約款第22条の受注者の請求により工期の延長を請求することができるのは次のような場合である。

## (1) 降雨による場合

工事期間中著しく雨天日数が多く工事施工に支障があった場合

## (2) 資材運搬路等が通行不能となり工事施工に支障があった場合

## (3) 災害補償の対象箇所での復旧を要する工事がある場合

**【誤】**

6 労働災害及び交通災害について

近年特に建設事業における労働災害及び交通事故が著しく増加している現状にあるので工事の施工にあたっては労働基準法、労働安全衛生法等の関係諸法令を遵守し、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止と安全の確保に努めること。

なお、次の事項については特に注意し実施すること。

- (1) 保安帽及び保護具の完全着用
- (2) 地山の掘削作業
- (3) 機械作業及び機械器具の点検
- (4) 高所(足場)における作業
- (5) 架線直下における作業
- (6) 火薬類の取扱作業
- (7) 資材運搬及び通勤時における交通災害

7 女性技術者・技能者等の現場環境づくりに係る経費について

契約工期内において、女性技術者・技能者等が工事に従事する場合は、設計変更の対象として監督職員と受注者で協議により更衣室等、女性が働きやすい職場環境づくりに関する諸経費を共通仮設費率対象外に積上げて見込むことができる。

8 排出ガス対策型建設機械の使用について

本工事積算における建設機械の排出ガス対策型の基準値については、「森林整備保全事業標準歩掛」のとおりである。排出ガス対策型(第1次基準値)規格の建設機械について、契約締結後借上げ等が困難な場合は監督職員との協議により、排出ガス対策型(第2次基準値)に設計変更できるものとする。

9 その他特記事項

- ・本工事では、性能・機能に支障の無い範囲において、間伐材や合法性が証明された木材等を使用した木材・木製品・木製型枠等を積極的に使用するものとする。
- ・刊行物単価等で使用している建設機械の賃料については特に記載が無い限り、長期割引を行った単価である。
- ・実稼働日数に伴い、長期割引が該当しない場合においては監督職員と協議により設計変更できるものとする。
- ・本工事における型枠資材については、間伐材や合法性が証明された木材等を使用したコンクリート型枠用合板を使用すること。
- ・本工事は、施工パッケージ型積算方式の試行工事である。
- ・本工事は、ICT技術の活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事(受注者希望型)であり、詳細については特記仕様書によるものとする。
- ・本工事は、工事における省人化を図るため、受注者の希望により省人化建設機械(チルトロータータ)を用いた施工を実施する省人化建設機械(チルトロータータ)試行工事の対象工事であり詳細については特記仕様書によるものとする。
- ・本工事は、情報共有システムの活用工事であり、活用を希望する場合は、「北海道森林管理局 森林整備保全事業工事特別仕様書第10条 森林土木工事における受発注者間の情報共有システム実施要領」のとおりとする。
- ・本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、令和8年6月12日までの余裕期間を見込んでおり、余裕期間内の技術者配置は要しないものとする。
- また、受注者が余裕期間を活用した場合の入札・契約にあたって提出する工事工程表には、余裕期間、工事着手日を記入して提出するものとし、余裕期間内に施工体制等の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事着手出来るものとする。
- なお、協議の際には、施工計画書の変更に基づき、工事工程表に工事着手日を記入し提出するとともに、併せて配置技術者を届出するものとする。
- ただし、余裕期間を活用しない場合は、この限りではない。

10 積算に用いた設計条件

区 分	適 用	備 考
①通勤拠点から現場までの距離	13.3km	
②工期の設定	246日	うち冬期日数 43日
③生コンクリートの設計単価	令和 7 年 7 月	地区ゾーン単価
④切込砕石・砂利等の設計単価	見積単価	
⑤かご類等詰石等の設計単価	見積単価	
⑥労務単価	令和 8 年 3 月	
⑦刊行物単価	令和 8 年 3 月号	
⑧刊行物単価(四半期)	令和 8 年 2 月号	
⑨施工パッケージ標準単価(東京単価)基準年月	令和 6 年 4 月	
⑩共通仮設費(率対象外経費)	無し	
⑪共通仮設費(率対象外経費)	無し	
⑫現場管理費(率対象外経費)	無し	
⑬一般管理費(率対象外経費)	無し	

## 【誤】

### 11 その他留意事項

- (1) 契約約款第1条に定める仕様書は、森林整備保全事業工事標準仕様書、森林整備保全事業工事特別仕様書、特記仕様書をいう。
- (2) 入林手続について  
入林届については、国有林野管理規程細則第82条1項3に基づき提出は不要とする。  
なお、無人航空機を飛行させる場合は、森林整備保全事業特別仕様書第12条により、必要な手続を行うこと。
- (3) 山火事警防について  
当署において定められている「国有林山火事警防対策要綱」に基づき、万全の体制を講じること。
- (4) 支障木について  
工事施工中に支障となる立木が発生した場合には、監督職員に状況を報告のうえ、監督職員及び森林官の指示によること。
- (5) 土石流による労働災害防止について  
当該工事は、土石流が発生する恐れのある河川における工事であるので、森林整備保全事業工事特別仕様書第3条3及び関係法令等に従い労働安全に努めること。
- (6) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす場合について  
落札者(随意契約の場合にあっては、契約の相手方)は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定(随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定)から請負契約を締結するまでに、契約担当官等に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
- (7) 国有林野内の仮設建物敷等の無料利用について  
国有林野管理規定第81条第2項に基づき、「無料利用請書」の提出は省略可能とする。  
ただし、「無料利用請書」における条項を遵守すること。